

国立大学法人弘前大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における具体例

平成 28 年 3 月 11 日

一般的事項

国立大学法人弘前大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成 28 年学長裁定第 13 号。以下「対応要領」という。）第 6 条及び第 7 条の規定に基づく具体例は、以下のとおりとする。

第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第 6 条関係）

対応要領第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に式典，行事，説明会，シンポジウム等への出席を拒否すること
- 障害があることを理由に受験や入学又は入園を拒否すること
- 障害があることを理由に授業の受講や研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に診療や入院を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 障害があることを理由に窓口対応を拒否すること
- 障害があることを理由に対応の順序を後回しにすること
- 障害があることを理由に書面の交付，資料の送付，パンフレットの提供等を拒むこと
- 業務・事業の遂行上，特に必要ではないにもかかわらず，付き添い者の同行を求めるなどの条件を付したり，特に支障がないにもかかわらず付き添い者の同行を拒んだりすること

第 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第 7 条関係）

合理的配慮は、障害者の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化，必要な人材の配置，情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として，個々の障害者に対して，その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は，対応要領第 3 条第 3 項及び第 4 項のとおり，障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり，多様かつ個別性が高いものであり，当該障害者が現に置かれている状況を

踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡すこと
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡したり、パンフレット等の位置をわかりやすく伝えること
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にすること
- 疲労を感じやすい障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難であった場合に、当該障害者に事情を説明し、長椅子を置いて臨時の休憩スペースを設けること
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図ること

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いること
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡すこと
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したり、本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行うこと
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明すること
- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡すこと

- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行うこと

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること
- 手続きの際の代筆を認めること
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更すること
- 部外者の立入を禁止している施設等において、介助者等の立入を認めること
- 大学行事や講演，講習，研修等において，適宜休憩を取ることを認めたり，休憩時間を延長したりすること
- スクリーンや板書等がよく見えるように，スクリーン等に近い席を確保すること